

岩手県告示第178号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成21年3月6日から同年4月6日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成21年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 株式会社有田屋 岩手県北上市鍛冶町三丁目2番47号

(2) 代表者の氏名 佐藤 彰

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 北上市稲瀬町福田地55番4及び56番2

3 産業廃棄物処理施設の種類の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥、廃油（特別管理産業廃棄物を含む。）、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及び感染性廃棄物

5 申請年月日 平成20年12月22日